

行政改革大綱実施計画書

大綱主要項目		健全な財政運営				
具体的な項目		歳入の確保				
実施計画項目		市営住宅使用料				
担当課		建設課	関係課			
No. VI-2-(2)		令和3	4	5	6	7
実施年度	実施計画	○	○	○	○	○
	効果又は 数値目標	収納率(現年) 99.2%以上	収納率(現年) 99.2%以上	収納率(現年) 99.2%以上	収納率(現年) 99.3%以上	収納率(現年) 99.3%以上
進捗 状況	実績	A	A			
	効果又は 数値実績	収納率実績 現年 99.1%	収納率実績 現年 98.8%			
現状と課題						
<p>入居者から真岡市営住宅条例に基づく住宅使用料を徴収し、住宅の管理運営を行っており、受益者負担の公平性の観点及び良好な維持管理のため、適正な住宅使用料の確保が必要である。住宅使用料の収納率については、平成20年度以降年々向上しているものの、引き続き、滞納の未然防止及び収入未済額の縮減を図る必要がある。</p>						
課題解決に向けた方策						
<p>滞納者に対し、電話及び個別訪問による催告や督促状の発出を行う。経済的要因により納付が困難な場合は、分納誓約による納付を履行させるなど適切な納付指導を行う。納付がない者に対しては、文書による催告や連帯保証人への納付指導依頼を行い、悪質な滞納者に対しては、住宅明渡しを請求するなどの滞納整理に努める。</p>						
具体的な取組内容						
<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話催告及び個別訪問（夜間督促）による納付指導 ・督促状等文書による納付催告や連帯保証人へ納付指導依頼の通知 ・退居した滞納者や相続人への納付指導 						
実績考察（理由、改善すべき点等）						
<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の現年度分収納率は99.1%。過年度分を含めた収納率は96.3%。令和4年度の現年度分収納率は98.8%。過年度分を含めた収納率は96.8%。 ・個別定期訪問や連帯保証人への納付指導依頼等の対応を行いながら収納率向上を図っているが、現年度分実績は目標をやや下回ったものの、過年度分を含めた収納率は、96.3%から96.8%へと向上した。 						
考察を踏まえての今後の取組方針						
<p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替納付を推進し、併せて、早期段階での納付指導を行う。 ・本人への催告、連帯保証人への納付指導や催告を、電話や個別訪問により強化する。 ・入居者の収入等の状況や事情を十分に把握し、個別に具体的な納付指導を行い滞納の縮減に努める。 ・真岡市営住宅使用料等滞納整理事務処理要領に基づき、不能欠損の要件を満たしている者については適正な処分を行う。 						